

第3回（仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会 会議録（要旨）

1 日時	令和7年5月15日（木）午後2時00分～午後3時35分
2 会場	三鷹市公会堂さんさん館3階 多目的会議室B
3 出席委員 ※ 敬称略	北田 真理（委員長） 武本 明日香、松原 拓郎、山下 敏雅、山本 真実 以上5名
4 行政出席者 （事務局）	子ども政策部長 近藤 さやか 子ども政策部調整担当部長・子ども家庭課長 清水 利昭 児童青少年課長 梶田 秀和 子ども育成課長 萩原 潤一 保育支援課長 竹内 里奈 子育て支援課長 嶋末 和代 包括支援担当課長 戸田 陽子 子ども家庭支援センター担当課長 杉山 静 東多世代交流センター担当課長 小林 大祐 西多世代交流センター担当課長 荻野 るみ 教育部調整担当部長 寺田 真理子 指導課長 福島 健明 学務課教育支援担当課長 星野 正人 子ども家庭課 加藤 太一、山岸 愛子、千葉 友絵、高橋 陽子、 巻田 圭祐
5 議題	1 報告事項 「人権を尊重するまち三鷹条例」子ども向けパンフレットについて 2 検討協議事項 (1) 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）の制定に向けたスケジュールについて (2) 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）の制定に向けた子どもへのアンケートの実施について (3) 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）素案（案）について (4) その他
6 会議の公開 ・非公開	公開
7 傍聴人数	4人

1 開会（午後 2 時00分）

2 報告事項

「人権を尊重するまち三鷹条例」子ども向けパンフレットについて

【子ども政策部長】より説明

（質疑応答）質問なし

3 検討協議事項

(1) 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）の制定に向けたスケジュールについて

【事務局】より説明

（質疑応答）質問なし

(2) 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）の制定に向けた子どもへのアンケートの実施について

【子ども政策部調整担当部長・子ども家庭課長】より説明

（質疑応答）

【松原委員】 いろいろと前回お話をした意見を反映いただきまして、ありがとうございました。感謝申し上げます。

それで、今改めて今回の委員会の前に振り返っていて、前回きちんと意見を言えばよかったなと反省をしているところなんですけれども、資料3のアンケートの回答方法ですが、小学校の低学年ぐらいのお子さんでは、QRコード回答だとデバイスの関係でなかなか回答が難しいのではないかという気がしていて、何かそのフォローアップの方法とかを考えておいたほうがいいかなと1つ思いました。

あともう一つ、周知方法のところで、変更後のアンダーラインを引いていただいたところの「市内の都立及び私立の」と書いてあるのは、市立は入っていないということですよねですか。

【子ども政策部長】 市立以外の対象者についての周知方法です。

【松原委員】 そういう前提で読めばいいということですね。分かりました。というのが資料3について気になったところです。

資料4についてですけれども、いろいろと反映していただいたので、全体的にはそんなに気にならないんですけれども、2点だけ意見としてコメントさせてください。

問1ですけれども、これ前回私も意見を差し上げたところだと思うんですけれども、直していただいて、この趣旨でよいかというふうに思いつつ、問1の書きぶりですが、子どもの権利について知っていましたかという聞き方だと、まだ一段階ちょっと難しいような気がしていて、子どもの権利という言葉自体を聞いたことがあるかどうかみたいな、それぐらいまで質問の仕方をちょっと下げたほうが良いような気が個人的にはします。子どもの権利という言葉を知っていましたか、そういうふうな形というのは質問の方法としてどうだろうという、これは1つ御提案です。

もう一つだけコメントというか、意見を言わせてください。問2の14ですけれども、「大人が考えてくれる」という表現がちょっとやっぱり違和感がありまして、これ多分最善の利益の考慮のところ、難しく言うと、そういう話だと思うんですけれども、最善の利益を考えるのは大人の施しではなくて義務なので、ここは主語を入れ替えて、「大人は子どもが一番幸せになるように考える」みたいな形、大人にとっての義務性のようなものを中心に書き換えるというのはどうなんだろうというふうに考えたりしたので、皆様の御意見をお聞きしてみたいなと思いました。以上です。

【北田委員長】 松原委員、ありがとうございます。まず、1点目の回答の仕方ですね。小学校の低学年に向けてQRコードで行う難しさということですが、これはどうなんでしょう。私の子どもを見ていると大丈夫そうな気もしないでもないんですが、いかがでしょう。

【指導課長】 委員長におっしゃっていただいたように、今、子どもたちはタブレットを使って、例えば黒板に貼ってあるQRコードを読みこんでクラスルームというアプリに入ったりといったことを既にな行っていますし、実際、動画も準備いただいているようですので、それも見ながらであれば対応できると思います。ただ、Wi-Fiの環境の状況などで、一斉に行ってしまいますとなかなか入りにくかったりする時もありますが、その都度、担任がフォローすることで、全ての登校している子どもたちは対応ができるというふうな認識でございます。以上です。

【松原委員】 ありがとうございます。基本的には今の形でほとんどのお子さんが対応できると思うんですけれども、まず、学校で一斉にやったときに回答がしにくいお子さんがいるかもというのがあり、かつ、家に帰ったときには、御家庭の状況によっては、デバイスでこれに回答するということがしにくい御家庭というのもあり得ると思っていて、むしろそういうお子さんほど声としては拾いたいようなお子さんだったりすることがあると思うので、少数かもしれないけれども、何かしらのフォローアップをちょっと意識しておいたほうが良いような気がするなという、そういう趣旨での意見です。申し訳ありません。

【北田委員長】 具体的なフォローアップというところ、そうすると、これは学校で回答することが想定されていて、自宅での回答は想定していない、ということでしょうか。

【子ども政策部長】 もちろん学校で回答することを基本とするのですが、例えば体調不良でお休みされているとか、何かの事情で学校に行けてないお子さんもあり得ますので、御自宅でお答えいただくこともありますし、場合によってはタブレットを使いこなすことに何かしら課題があるような場合は、紙で回答することも可能といたしますので、絶対にQRから、絶対にタブレットからということではなく、その辺はもうちょっと担任の先生がその子の状況を見ながら行っていただくという御協力のお願いを学校にいたします。

【北田委員長】 そうすると、これは欠席者も全員回答してもらうように先生方をお願いしていくということで、学校では紙の用意もしていくという対応ですね。いかがでしょうか。大丈夫そうですかね。万全かと思います。

コロナを経て、子どもたちのすばらしい能力の伸びに私も授業参観に行ってちょっと驚いてしまって、大人が遅れているなという感じでしたけど、大学より小学校のほうが進んでいるという現実を思い知った次第でございます。

では、2点目ですが、今度はアンケートの項目についてのまず1点目ですね。問1の子どもの権利について知っていましたかというところがちょっと唐突な感じがあるということなんですが、これまでいろいろ三鷹市のほうで子どもたちを集めてイベントを開催していたりして、子どもの権利ということに関して話し合う機会などもあったかと思うんですけれども、子どもの権利という言葉に関する受け止めはいかがでしたでしょうか。これまでのいろんなイベント。でも、イベントに出てきている子どもたちというのはかなり意識の高い子たちなんですけれども、この辺に関して皆様の御意見いかがでしょうか。自由に。もうワンクッション挟むかどうか。いかがですか。

【子ども政策部長】 すみません、ちょっと発言させていただきます。

まず、基本的な動画を見てからアンケートに回答していただきますので、いきなり、はい、アンケートに答えてくださいということではありません。ワークショップのときも同じように、スライドを使って「子どもの権利って何だろう」ということについて、全体で簡単な講義を行った上でグループワークに入りました。今、委員長がおっしゃったように、そもそもいらっしゃった方はそれに興味があって参加されたというのにはありますが、それ程「何だろう？」という感じもなく進めることができましたので、そこはこのままで行きたいと思っています。

【北田委員長】 その他、皆様いかがでしょうか。動画があるということで、かなり安心できるかと思います。

では、3点目、問2の14ですね。「子どもが一番幸せになれるように、大人が考えてく

れる」という、このところが「くれる」じゃなくて、これは大人の義務だというところを配慮した表現を考えるということなんですけれども、皆様、御意見自由にお出しただいて結構ですので、お願いします。山本委員、お願いいたします。

【山本委員】 ありがとうございます。今の14番についての松原委員の指摘、私もそうだなと思いました。というのは、大人が考えてくれるものだよねという前提であることはあるんでしょうけれども、でも、ここは特別に大切に思うことだから、大人が子どもが一番幸せになるように考えるという、その「くれる」という言葉もちょっと引っかかるかなというのは確かに思うので、それで意味は通じるので変更しても良いかなと個人的には思いました。

それから、特別に大切にされるという聞き方はよくなったなと思うんですけども、1つだけ、これは私の個人的な意見で間違いではないので、いいといえばいいんですけど、7、8、9は子どもの権利条約に確かにあることなだけど、当然なことではないかと思うんですね。当然、休憩もしなきゃいけないし、遊ぶことも子どもにとって基本的ですし、勉強もやったりすることができる。

もし勉強だったら、例えば自分のしたいことが思い切り勉強できるとか、普通の学校の勉強を保障するのは基本的な大人というか社会の義務、それこそ義務だと思いますので、7、8、9はなくてもいいのかなって。基本的なことなので、わざわざアンケートに聞くことなのかなという気持ちは若干あって、ここは当然私たちが考えなければならないこと、保障されなければならないベースだと思うので、子どもたちにわざわざ聞くほどかなというのとはちょっと思うところもありますね。

項目も多いので、少しでも少ないほうがいいかなという気持ちもあって。でも、あえて権利条約にあるので、そことの突き合わせの中であつたほうが分かりやすいというものもあるのかもしれないので、ここは個人的な意見としての話です。

14番については、私は変更賛成です。

【北田委員長】 今の御意見ですと、14番は「考える」ということですね。

【山本委員】 そうです。

【北田委員長】 14番のほかの表現だと、松原委員、例えばどんなものが考えられますかね。

【松原委員】 14番は、私は「大人が子どもが一番幸せになれるように考える」というような主語の変更でいいのかなというふうに思います。

【山本委員】 「くれる」というのはないほうがいいかなと私も思います。

【北田委員長】 そのほかいかがでしょうか。まず14番に関して、大丈夫でしょうか。

あと、7、8、9の、今、当たり前のことをどこまで盛り込むかというお話なんですけれども、これはいかがですか。山下委員、お願いいたします。

【山下副委員長】 先ほどの山本委員のお話を聞いて、なるほどなと思いつつ、私は残したほうがいいかな説で、いろんなお子さんと接していると、本当に習い事ばかりで、全く自分の休む時間、遊ぶ時間がない、あるいは例えばアイドルになりたいと小さい頃と言って、それで親がアイドルのいろんなことをさせて、もうちょっと成長してからやっぱり友達と遊びたいとなったときに、あなたが言い出したからでしょうみたいな事案なども実際見てみると、子どもたちが遊ぶこと、休むことが権利だということをそもそも知らなくて、私が説明すると、えっみたいに言われることも結構あるので、ここで「次に出てくるものは子どもの権利です」と伝えるというところもやっぱり大事なかなと思います。

あと、教育を受けられることについても、例えば女の子なんだから別に理系じゃなくてとか、あるいは小さい頃から医者になれと言われて、自分が進みたいのは別にあっても、自分が望みたい学びができないみたいな、そういう子どもたちも実際にいるかなと。ただ、ここでアンケートを聞いたときに、当たり前過ぎて、9にはそんなに丸つかないかもしれないですけど、残す必要はあるかなと思います。

ただ、山本委員がおっしゃったようにちょっと選択肢が多いので、例えば権利条約も1つの条文なので、7と8の「休憩する」と「遊ぶ」を1つにまとめて、選択肢を減らすというのはありかなと思いました。以上です。

【北田委員長】 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。武本委員、お願いいたします。

【武本委員】 私も山下委員と同じように、残しておいたほうがいいかなと思います。「全て子どもの権利です」と書いてあって、自分だったら分からないのがいっぱいあって、あっ、これそうなんだって思うなと思うので、確かに選択肢がいっぱいあって読むのも面倒くさいなと思うんですけど、書いてあると知ることができるというのもちょろどいい機会かなと思うので、残してもらったらうれしいかなと思います。

【北田委員長】 いかがでしょうか。松原委員、お願いいたします。

【松原委員】 確かにそれぞれそうだなと思ってお聞きして、迷ったんですけども、結論的には7、8をセットにして残すという意見にはなります。

ただ、9の教育を受けられるというのは、さっきおっしゃっていたように、これ別にいわゆる学業的に何か偏差値が高い教育を受けさせるみたいな、そういうような趣旨ではなくて、教育への権利なので、単に教育を受けられるということだと、その趣旨がちょっと

ぼやけてしまうなというふうな気がします。

大人の言葉で言うと、自分が学びたいことについて学ぶ権利があるみたいなことなんでしょうけど、そうすると今度はアンケートの言葉としては難しくなってしまうので、その折り合いがつけられないものかなという、そこはちょっと結論が出ないまま今マイクを持っている状態です。

【北田委員長】 ありがとうございます。休憩することができると遊ぶことができるは、お隣の韓国では非常にホットな話題かなというふうに思います。だから、私はこれは分離しなくてもいいのかなという気持ちがないでもないんですが、項目が多いので整理するという意味で、それをまとめることはあり得るかなと思います。

あと、9番の「教育を受けられる」の表現ですよ。確かに子どもにとってこれが来たときにはぴんと来ないというか、当たり前なんだけど、よく分からないみたいな感じがありますよね。どうでしょうか。「教育を受けられる」の何か代替案はございますか。皆様いかがでしょうか。

この学びに関するところで、ほかの自治体の条例だとどんなふうになっているとか、そういう参考資料がございしますか。今すぐ出ないかもしれないんですが、これは違う表現も含めてちょっと検討するということで、ここでは一度置かせていただいてもよろしいでしょうか。

【山本委員】 学ぶ、学びという言葉について、1回目に配付していただいた資料を今もう1回見えますけど、教育って、いわゆる権利条約での教育は途上国のいわゆる紛争地域での子どもとか、途上国の子どもの教育の権利みたいなところであるので教育という言葉を使っていますけれども、今回のことでいうと、他の自治体もいわゆる学び、学ぶ権利とか、子ども側が教育をどう捉えるかというところでの言葉遣いのほうがいいのかと少し思いました。

さっき松原委員がおっしゃった、大人だったら学ぶこと、学び、自分の興味に応じて学びたいことが学べるみたいなことだと思うんですけども、意味が分かるかということですね。

【北田委員長】 そうですね。学ぶことができる権利。でも、ここに自分の学びたいことを学ぶことができるとはちょっと言い切れないので、学ぶことができればいいと思いますよね。

【子ども政策部調整担当部長・子ども家庭課長】 他市の事例ということで、武蔵野市の条例では、自分の意思で学ぶ権利という表現をされています。今お話いただいたのとまた少し違うのかなという気がします。

【北田委員長】 自分の意思でね。

【山本委員】 親の意思じゃなくてということね。

【北田委員長】 どうでしょう、松原委員。どちらかというと、いかがでしょうか。

【松原委員】 確かに問題になるのは親の押しつけ教育との対比での学びだと思うので、言葉の比較でいうと、教育を受けられるということよりは自分の意思でというほうが、比較の問題としてはいい気がします、自分の意思でという、それはそれでどうかと。

【山下副委員長】 私も自分の意思ではそうだなとも思いつつ、成長発達過程にあって、まだまだ知っている世界とか社会が大人と比べて狭いところに、こういう世界もあるよ、こういう社会もあるよ、こういう物の見方もあるよということを先に生きている大人の側から子どもに、子ども自身は興味なかったとしても、それを伝えることで、あ、なるほどというのも学びだと思うんです。

だから、決して自分の意思だけじゃなく、その子にいろんな物の見方、知識というのを伝えるというのも大人の責務なので、そこが多分自分の意思でという表現に引っかかるところかなという気がします。

【北田委員長】 なので、自分の意志でというのもちょっと違和感があるということですね。

【子ども政策部長】 素直に「学ぶことができる」というのでいいでしょうか。

【北田委員長】 いいでしょうかね。そうすると、例えば今、小学生のほうは「勉強することができる」にしているんですが、小学生は「学ぶ」で低学年にも伝わりますか。低学年は分かりやすくすると、「勉強することができる」にしたほうがいいのかもしいかなとは思いますが。

【山本委員】 でも、勉強というと、学校の勉強をやっぱり思い出しますよね。小学校低学年だと、勉強というと、学校の勉強とか塾の勉強とか。今、私たちが言っている幅広い多様な学びという意味とかしたいこと、趣味のことも含めて、いろいろ知って楽しいなみたいなことも含めるのが勉強という表現で大丈夫かというのは、私も今、小学校低学年の子どもがもはやいないので、分かりません。

【北田委員長】 ちょっとそこは課題として、低学年でいろいろ使っている教材や言葉をもとに考えていただいて、少なくとも中学生以上のところについては「教育を受けられる」ではなくて、「学ぶことができる」というような表現でやっていきたいと思います。それで御検討お願いいたします。山下委員、お願いいたします。

【山下副委員長】 アンケートの項目、前回は踏まえてすごく良い方向にブラッシュアップしてくださって、特に問8を新たに付け加えてくださったことが、この後の条例素案のところでも意見を言おうと思っているところとつながるのですが、1点言わせていただきます。

問8で、今、選択肢が家、学校、その他、ないになっているんですけど、1個はまず学校というのが広いなと思っていて、クラスが居場所じゃないんだけど、保健室が居場所だ、とか、あるいはクラスはなじめないんだけど、部活は楽しい居場所だとか、いろんな事例があるのではないかなと思っていて、学校の中で特にここみたいなのがもし自由記載に書けるのであれば、そういうのもありかなと思います。また、この選択肢を子どもがぱっと見たときに、家とか学校だけが居場所として出ていることが、例えば私が不登校の子だったとして、これを見てどう思うだろうかなと。

例えばフリースクールだとか児童館、子ども食堂というのも居場所としてこちらとしてはあり得るかどうか聞きたいんだけど、多分それが選択肢として出ていないと、それを答えていいのかどうかも子どもとしてはイメージがつきづらいかなと思います。

本当はほかにも、例えば学校はそうじゃないけど習い事がすごく楽しい居場所になっている、という子がいたり、私に関わる子どもたちなんかは地域の伝統的な祭りなど、違うところが本当に居場所になっているという子もいますけれども、そこまで細かく挙げ始めると訳が分からないので、その他になるんでしょうけど、もうちょっと選択肢で子どもたちにサードプレイス、居場所というところでこんなふうなイメージですよというのが提示されると、よりいい質問になるかなと思いました。以上です。

【北田委員長】 ありがとうございます。この答え方だと、物理的な場所を示している形になるけれども、コミュニティであつたり部活であつたりと、学校と言われたときに、普通の正規の学校というふうに想像してしまうと、それ以外の学校というのは違うのだからかって考えると、そういうことですね。

その他以外にどう含めていくか、これはたぶんここでは話し切れないので、御検討いただければと思います。

(3) 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）素案（案）について

【子ども政策部長】 より説明

（質疑応答）

【北田委員長】 それでは、前文のところから考えてまいりましょうか。今おっしゃっていただいたところは、全部盛り込んでいきたいんですね。それ以外に、前文の中でぜひ盛り込んでいきたいキーワードというか、これは必ず入れたいというような御意見いろいろありましたら、御自由にいただければと思います。山下委員、お願いいたします。

【山下副委員長】 私はキーワードでこれというんじゃないくて、一番お願いしたいのは、子どもたちに向けてのメッセージの形を取っていただきたいということなんです。

いろんな自治体の権利条例前文あるんですけど、私、例えば豊島区で子どもの権利擁護委員をやっていて、小学校に出向いていて、最後まとめて前文を読むんです。これは前文の上半分が子ども向けのメッセージになっていて、本当に子どもに語りかけるように、どうして豊島区の人たちがこの条例を作ったのか、子どものことをどれだけ大切に思っているのか、子どもが聞いてすごい実感できるような文章になっているんです。

言わばラブレターみたいな形になっていて、豊島区で児童相談所が新たにできて、一時保護所の入り口にもその前文の前半がプレートになって入り口に書いてあるんです。一時保護されたお子さんがまず真っ先にそれで見るという形になっているし、中高生センターでもその前文を見せているというところを考えると、せっかく子どもたちが主人公で、子どもたちに向けて作った条例ですので、私、こども基本法が子どもが読んで分からない文章になっているのが非常に不満なんですけど、せっかく三鷹で子どもたちに向けて作るものですから、子どもが聞いてなるほどと実感できるような、そういう表現というか、文体にぜひしていただきたいなと思います。

ほかの自治体の場合、大人向けに説明しているものが子ども向けの表現に簡単になっているというようなパターンもあったりするんですけど、もしそれをする必要があるんだったら、前半、例えば子ども向けのメッセージ、後半で大人たちに向けてどうしてこういうものを作ったのか、豊島区の前文がそういう形になっているんですけど、そういったこともぜひ工夫していただけるといいなというふうに思っております。

【北田委員長】 ありがとうございます。ちょっと御参考までに読みます。「子どもの皆さん、あなたの人生の主人公はあなたです。あなたのことはあなたが選んで決めることができます。失敗してもやり直せます。困ったことがあったら助けを求めていいのです。あなたは1人ではありません。私たち大人はあなたの立場に立ってあなたの声に耳を傾けます。あなたがあなたらしく生きていけるよう、一緒に考えていきましょう。あなたという人は世界でただ1人しかいません。大切な大切な存在なのです」というふうに始まる豊島区バージョンですね。

あと、まず今、どういうふうに中身を語っているかという、形式的な誰宛てにという話で御意見いただきましたけれども、それに関連して、私の住んでいる世田谷区で子どもの権利を守るパンフレットが配られて、ポストに入っていたんですけど、世田谷区バージョンだと、子どもが発信する形なんです。「私たちは自分の意見や思いを受け止めてもらったときに喜びを感じます」と始まるわけです。

ですので、表現の仕方はいろいろだと思います。主体的に発信するのか、子どもに向けて、宛ててメッセージを送るのかとか、表現の仕方はあるかと思いますが。ということも含めて、御意見をどんどんいただければと思います。いかがですか。山本委員、お願いいたします。

【山本委員】 私は今、山下委員がお子さんに向けたメッセージというふうにおっしゃったときに、その形だったら私が今言いたいことが言えるかなとちょっと思ったのは、前にも私の意見として言ったのですが、親や社会の仕組みの中で生きることが前提となっていて、その中で子どもの意見を聞く、聞かなければならないという、そういう枠組みの中での条例にはしないしてほしいということを言ったかと思います。

三鷹市からの御回答としては、条例前文への盛り込みを検討しますというふうにお答えくださっているのですが、ぜひそういうところの部分をどういう形でだったら入れられるかなってちょっと思いながら、先に頂いた資料のときに、言葉として盛り込む言葉にはなっていないんですけど、今、山下委員がおっしゃったようなスタンスで私たちがあなたたちをきちんと守りますじゃないけれど、いきいきと生活できるように整えていくんですというところは、保護者とか家庭ではなくて、わざわざ行政がこの条例を作って発信することの意味かなというふうに思います。

要は、社会の同調圧力に屈してしまっているような、せざるを得ないような社会の中で今生きているから、子どもの幸福度って世界の中で14位。20位だったから14位に上がってよくなったという評価もあるんですけど、精神的な苦痛だと40位とかになっていましたし、自殺率が高いとか、そういうところで考えていくと、子どもの権利っていうくら言っても、その価値を私たちは本当に共有しているのだろうかというのがいつも疑問に思います。言葉で30年近く言ってきたけど、分かっているみたいなんだけど、結局仕組みが変わっていないし、子どもたちは不幸を感じているという状態が変わらないわけですから、その意識を変えるためのものであってほしいというところでいうと、子どもたちにこういうふうに私たちは考えてあなたたちを見守っていくんですよというところであってほしいなというふうに思いました。

だから、子どもの権利の価値が共有できるための制定なんだというところも使命を負っていると思うんです。今のそういうスタンスでの書きぶりの中であれば、子どもが社会の中で成長しつつあって、変わっていく、いいんだよ、そういうのも、いろいろなことを見守って自由にいきいきしてほしいということが伝わるのかなというふうに私も今思いました。

あと、この案の5個目の一番下、いつも鍵括弧で「子どもの権利を守るためのまちづくり」とか、「子どもの尊厳が守られ幸せに生きることができるまち」という言葉を使うんですけど、これって何なのかということを、子どもの尊厳が守られ幸せに生きることができるまちって、どういうまちなんだというところをもう少し具体的に何かイメージした形で書けるといいなというふうに思いました。

具体的に言葉は今出ていないですけど、意見としては、私はどちらかというと世田谷区バージョンではなく、豊島区バージョンのほうが三鷹には合っているかなという気がしています。

【北田委員長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。武本委員、お願いいたします。

【武本委員】 たまに小学校に人権教室というので行ったことがあるんですけど、今の子どもたちは、ものすごく手を挙げてしゃべってくれるなと思うので、私は逆に世田谷区バージョン的なほうが三鷹の子たちに合っているのかなという気がしました。

特に、三鷹の地域コミュニティは非常に発達していて、学校に地域の大人が平気に入ってきているので、三鷹の子どもたちはそういうところも慣れていますし、自分たちで発信するというのは、私は逆に三鷹っぽいのかなと思いました。

【北田委員長】 学校に地域の方が入ってきてというのが自然な流れという、そういう感じなんですね。

【武本委員】 コミュニティ・スクールなどもやっているの、自分たちで発信というのは三鷹っぽいかなと私は思います。

【北田委員長】 その三鷹っぽさは私には分からないところなので、貴重な御意見ありがとうございます。松原委員、いかがですか。

【松原委員】 それぞれ良いところ、長所があると思うので、なかなか難しいところだと思うんですけど、私の意見は豊島区型というか、大人の子どもに対する約束手型なのかなというふうに今は感じています。

もちろん、子どもの意見を聞きつつ、それを酌み取りつつ作る条例ですけども、率直に言えば、この条例は大人が作る条例なので、そうすると、子どもが作りました、子どもが自分たちの言葉で言いましたといっても、その言葉は大人である我々が書いていますよね。それはやっぱりちょっと私の個人の感覚としては違うような気がします。

条例とは結局、市民に対する約束なので、それであれば三鷹の大人たちが三鷹の子どもに対してする約束として、私たちはこういう約束を三鷹の子どもたちにしますというメッセージを伝える、その場として前文を使うということになると、豊島区さんがやって書いておられるような形というのがいいのかなという気がしました。以上です。

【北田委員長】 ありがとうございます。これを見て私が感じたこととしては、先ほど山本委員のほうからお話があったと思いますが、結局どういうまち、どういう社会がつくられるといいのかというところの観点で、常々思っていることは、やっぱり寛容な社会というものがいいということをもものすごく感じています。

それで、私は子どもの意見表明権というところをすごく出したいと思ったのですが、子どもたちが自分の思うことを言える、言って、それを受け止めてもらえる、そして、言って、表現して受け止めてもらえるという土壌があると、いきいきのびのびしていくわけなんですね。

だけど、今の社会はこんなことを言ったら駄目だよねと言って子どもが空気を読んで物

を言わなくなったりとか、周りの大人に制約されていくんですよね。というところで、意見表明権を出す。それが結局は子どもの自己決定というところにつながっていく。自分の考えを出して、受け止めてもらえる土壌が子どもの自分の選択権、自己決定というものにつながって、自分で学びを通して自我を確立していった、そういうことを見守れる寛容な社会というようなものが非常に私の想像している部分であったりします。

だから、子どもがのびのび生きていけるために、我々大人がといったときの「大人」に関して、親がとか学校がとかいうのもあるんですけども、これは市で作る条例なので、市民というのはどう考えるのかということも考えました。

それで、電車の中でもそうですけれども、私も子どもを育てていて、いつも申し訳ない、子どもが迷惑かけてうるさくしてしまってごめんなさい、ごめんなさい、ごめんなさいってずっと自分が子育てしてきたなという思いが強くあって、子どもが泣くと周りが嫌な顔をするという感じも私も経験したことがあるし、だから、学校とか親もそうかもしれないんですけど、三鷹市がコミュニティというところをすごく重視したいのであれば、私はこのアクターとして市民というところも入れるというのが三鷹らしさにつながるのかなというふうに思いながら、その部分が前文に出るといいなというようなことが私の感触なんです。

なので、先ほど子ども政策部長が最後のところでおっしゃった成長みたいな部分も入れたいなと思い、そして、市民とか寛容さみたいところを盛り込めるのがいいというのが私の意見です。

先生方がいかがでしょうか。山本委員、お願いいたします。

【山本委員】 前文に入れるかどうかは全体のバランスもあるので、1つだけちょっと気になった、抜けているかなと思ったのは、意見を言うというのはもちろん子どもの権利条約第12条の中であって、それが一番ストレートなんですけど、意見が言えない子、言えなくても思っている子を、大人の専門性というか、能力として察してあげるというか、気づいてあげるということも1つ子どもが持っている権利だと思うんです。だから、おかしいなと思うんですけど、そのところが、今見た感じだと、第2章の8とか9とかのあたりに入るんだろうなというのは、何となく入れられるかなとは思いますが、もっと、言え言えって言われても言えない子とか、今、委員長がおっしゃったみたいに、忖度して口をつぐんでしまう、空気を読んでしまう子どもたち、また、言いたいんだけど、言えないという性格上とか性質上のお子さん結構いっぱいいますよね。どういうふうに思われるだろう、目立ったら嫌だみたいなものもありますし。

だから、そういう人たちに、いや、この子困っているんじゃないかなとか、嫌だと思っているんじゃないかなということを専門職や親が気づいて水を向けてあげる、言えるようにしてあげるとか、次のステップに進めてあげるみたいな大人側の気づきとか促しみたいなものが、私たち市民が、三鷹が持っている自治体なのだという、優しさとか寛容さにつながるんだと思うんですけど、何かそういう部分が長く三鷹を見てきて、できるはずじゃ

ないのかなと。一番すごい早くから障害児保育に取り組んできたり、子育て支援の広場をやったりすることに対して、とても貪欲にチャレンジしてきた自治体だと思うので、そういうところの専門性が高いと思いますので、ぜひその部分が分かるものがあってほしいなというのが、私の今日の一番言いたかったことなので、先に言っておきます。

【北田委員長】 ありがとうございます。そうすると、今の御意見は、この第2章のほうの話ですね。

【山本委員】 第2章とかに入るかなと思いますし、第8条とか第9条、支援を求めるというのは、助けてくださいって言わなくても支援が届くというような形にならないだろうか。例えば今、ヤングケアラーみたいな問題なんかも出ていますけど、ヤングケアラーの人に大変でしょうと言うと、いや、大変じゃないです、私が好きでやっていますとか、楽しいですとか、家族の仕事ですからみたいな答えが返ってくる。じゃ支援はどうかと聞くと、いや、足りていますみたいなことを言いながら、全然足りていないのに拒否をするというような人たちにもちゃんと思いを受け止めて支援が届くみたいな形にならないか、ということです。

私は具体的に政策計画を作っているほうが長いので、法律上そういうことをどういうふうに入れるのか、私もよく分らないですけど、ぜひ法律家の先生方の御意見で、権利としてそういうものを入れてほしいなと思っています。

【北田委員長】 では、法律の先生方。松原委員、お願いいたします。

【松原委員】 素案全体としては非常に考えていただいている、非常にいい方向に議論が進んでいくんじゃないかなというふうに思っています。

その前提ですけれども、第8条、第9条については、私の率直な感じ方として、これを読んだときに、読む子ども、読む人によっては、人格の完成のために努力する権利をあなたに与えるから頑張らなさいみたいな、そういうふうな形の条文に読まれかねないというような、そういうものを感じました。

自己実現という言葉も第9条にあるんですけれども、別に子どもは自己実現とか人格の完成をしなくてもいいわけで、もともと子どもの権利条約が言っているのは成長、発達ということであって、何か完成したものを目指して頑張っていくものではないと思うんですね。

そういうことを考えると、子どもたちにとっては、別に何かそういう目的を与えるんじゃないくて、成長、発達のために大人が支援をするというのが本質なんだというところを、やはりどこかで打ち出したいなというふうな気はしています。

意見表明の酌み取るということについては、それは大人の責務であって、意見表明権という言葉を使っていますけれども、あれは結局裏を返せば、それに対して誠実に大人が応

答して、それを考慮していくという、そこの大人の責務の問題として捉えるべきものだというふうなところを私は思っているので、意見表明権ということ、意見を自由に表すことができるということを強調すると、ちょっと副作用が心配になってくるなというふうな気がします。

あと一つだけ。他者を尊重しながら自由に表すことというようなことは、他社を尊重しながらというのは、ここにあえて入れる必要はないのではないかなというふうに私は思うので、このタイミングでその意見だけを言っておきます。

【北田委員長】 では、続いて、山下委員。

【山下副委員長】 意見表明権は私本当に大事だと思っていて、いろんなところで講演する度に、じゃ、乳幼児は、障がいのあるお子さんは、あるいは言いたいけど、うまく言えないお子さんとはいうところの意見表明支援の大人の在り方ということを話すんですけど、条例の中にそこまで入れるか、入れないかという話で、どちらかというと、そもそも子どもの意見を聞かずに、子どもにとってこれがいいでしょうと大人が勝手に決めていた、子どもが自分のことについて自分の意見を言っていんだ、聞いてもらえるんだってそもそも思ってもないというか、知らなかったというレベルのところから出発したときに、まず、意見を言えるよ、言う権利があるよ、大人が受け取る義務があるよというところが、まず一番、条例を作ること子どもたちに伝えたいところかなというふうに思っているのも、もちろん、乳幼児、障がいのあるお子さん、言いたいけど、うまく言えないお子さんの意見表明について大人が支援するって、多分第9条の話とのつながりで、第9条は多分意見表明に限らず全体的に支援って話なんでしょうけど、確認的に第8条のところでも支援得られるよって書く方法もあるのかもしれないし、そこまで書くというよりは、むしろ支援は、それも含めて一般的にされるもので、意見を表明するという権利があるんだよという大事なところをぼーんと前面に出すというのがいいかなというのが1個持っているところと、もう一つは、松原委員と私同じ意見で、「他者を尊重しながら」はすごく浮いていますよねというところです。

それは意見表明権に関わらず、全ての権利をお互いが人権を尊重し合おうという話なので、多分主張するだけでわがまま云々というところに配慮した記載なのかなと思いつつ、ここは「他者を尊重しながら」は入れないでいいんじゃないか、入れるべきではないんじゃないかなというふうに思うところです。

【北田委員長】 ありがとうございます。私も「他者を尊重しながら」はちょっと抵抗があります。

先ほどの山本委員のところの意見表明のところ、できない子の支援みたいなのところの、法的というわけではないですけども、社会保障の分野だと、見守りとか、まなざしとか、例えば母子家庭の支援だったりとか、その支援に手が届かない、生活保護を求めることが

できない人たちに対するまなざしとかいう言葉が結構キーワードで使われたりしています。そういう社会をつくるじゃないですけども、法的に表すことはちょっと難しくても、今のような発想はそれこそ前文に盛り込めるかなという思いがして、お話を伺っていました。

【子ども政策部長】 今の山本委員のところでいくと、例えば4ページの第20条、これは権利のほうではなく、逆に権利を守るまちづくりということで、子どもの意見や思いの表明の機会の確保というタイトルになっていますが、今、山本委員がおっしゃったような、意見を言えないような場合にもちゃんと意見を言えるようにするというのを、もしかしたらこちらに入れるほうがいいかなという感じはしました。以上です。

【北田委員長】 山本委員、お願いします。

【山本委員】 第20条もそうですね、具体的にはきっとここで救うのかなと思うんですけど、だから、権利のところで前文に入れてほしいと言っているのは、計画を作っていて、いつもそういうふうに思いながら作っていく中で、どうしても行政の事情とかいろいろな今までの経緯とか、そんなことで諦めてきたたくさんの中、子どもをどうみんなが思っているのかということを計画を通して言いたいんだけど、なかなか市民全体にまで伝わっていかないの、今回この条例をつくることによって、もちろん山下委員がおっしゃった、言えるんだよという権利を教えるというのももちろん大きなことなんだけれども、三鷹で生まれた子どもはちゃんと愛されて、きちんと大人も一緒に考えていく、したいことができる、そういう子どもたちなんですよということが言いたいんです。

そこを、せっかく条例でこういう権利で言うのなら、確かに意見表明権はあるけど、愛される権利とか守られる権利といったところの部分もやはり伝えていきたいなというところもあります。具体的な権利として、例えば第8条、第9条ではこれでいいのかもしれないですね。

第20条のところでそういう言えない人たちにはというところで救っているの、前文で書いていただければ、少しそういうところが出れば分かるかなとは思いますが。ありがとうございます。

【北田委員長】 今の部分、人権カタログじゃなくて、第5条からの並びのところでどう表現するかということに関しては、ほかの自治体なども参考にしながら、ちょっと検討をしていただくのがよろしいかと思います。せっかくいただいた御意見で、できるのであれば、ここに何らかの表現として伝われば、それが私が言っている寛容な社会、みんなが守っていく社会みたいな、そういうところの雰囲気の前文にあって、カタログの中にも1つ載ってきてというふうにすると、確かに分かりやすい。

最後のさっきの第4章のところで表れると、これは市の責務みたいな感覚になってくるというところがあって、だから、じゃ、ここは入れ方に関してちょっと検討するというこ

とにいたしましょう。

いろいろ御意見出ていますけれども、あと残り時間15分ということもありますので、その他の意見等々、ここで頂戴していつて、まずは検討事項を挙げていくという形にしていければと思っています。山下委員、お願いいたします。

【山下副委員長】 先ほどアンケートのところで居場所という話をしましたがけれども、ここでも第2章のところに居場所というワードがなくて、他方で、第4章のところで居場所づくりが第19条にありますよね。多分第2章と第4章って表裏一体の関係だから、第4章にあるのに第2章にないのは何でかなと思いました。要は、安心できる場所、ほっとできる場所、1人じゃないと思える居場所があるってすごく大事な権利だと思うので、それは第5条とかの中に入るのか、位置はお任せしますが、せっかく第19条でも居場所というのがあるんだとしたら、それは入れていただきたいなというのが1つです。

2つ目です。第7条の（5）で年齢や発達に応じた生活習慣の取得につながる体験とありますが、体験は「生活習慣の取得」のためだけじゃないので、ここはちょっと限定し過ぎじゃないかなという、成長、発達に応じた本当にいろんな意味で豊かな経験を積むことで、しっかりした大人になっていく、すてきな大人になっていくというところだと思うので、ちょっと限定し過ぎかなと思いました。

あともう1個が第5条の（2）で、差別と暴力を受けない、心身を傷つけられないって1個でまとまっていますけど、子どもの権利条約の4つ大事な原則の中に差別の禁止があって、やっぱり差別ってそれ自体大きな話ですよ。男女差別であったり、あとは子どもたちが結構実感するのは兄弟間差別であったり、あるいは国籍ルーツとか障がいの有無とかセクシュアリティとかいろんなものがありますけれど、本当は私、平等とかも入れたいくらいですけど、差別というそれ自体が、（1）命が守られるというのと同じぐらいすごく大事な話かなと思うので、ぜひそこは、差別だけで1つ項目を作られるといいんじゃないかなというのがあります。

あともう1つ、第3章の第13条、保護者の役割の（1）のところで「保護者は権利を守るために子どもの意見を重んじ、人格を尊重するものとします」という表現になっていたのが、ちょっとどうかと思って、「ものとします」とはどういう意味かを調べたら、義務をワンランク柔らかくしたときにこの表現になると。

ここはワンランク下げちゃ駄目じゃないかなと思います。意味としては義務であることは確かにそのとおりなんですけど、ほかの条文が全部「します」になっていますし、ほかの自治体だと、人格を尊重することは義務なので、しなければならないぐらいまで書いている自治体とかもありますよね。子どもの意見や思いを酌み取るところについては、義務でもあるけど、必ずしも思いどおりにするわけではないというか、最善の利益に基づいて子どもの意見と違うことするかもしれないけど、人格を尊重することは、そもそも例外のない義務なので、やっぱここは表現を「ものとします」じゃなく、もうちょっとほかのと平仄を合わせるか、はっきりと義務だということが親御さんに伝わるような形にするとい

いんじゃないかなというふうに思いました。以上です。

【北田委員長】 ありがとうございます。今の第13条の1項に関しては、「するものとします」にした理由とかは何かございますでしょうか。

【子ども政策部調整担当部長・子ども家庭課長】 特に意図したものはないんですが、全体的に、市のやることはしっかり責任持ってという、義務という論調で、市民の方とか事業者にはちょっと柔らかくするという気持ちでは実は作っています。

【山本委員】 確かに「可能な範囲で協力します」というのは、すごく後ろ向きですよ。ね。「協力します」でよくないですか。「協力するよう努めます」でもいいと思います。第12条の(2)の「可能な範囲で協力します」というのも、可能な範囲って人によって多分変わりますね。確かに柔らかいです。きっと、子どもに関する施策について、できるだけということなんですよ。できるだけという、ちょっとこれもしてよって思いますね。今、山下委員がおっしゃったように、言い方の語感の問題なので、どういうふうにとられるか。あと、こちらの意気込みですかね。山下委員の意見からすると、下ろさないで、もっと強めに言ったらどうですかということだと思いますので、私も強めのほうがいいかなと思います。

【北田委員長】 このあたりに関しての難しさというのが、まず、子どもを育てるとか子どもを守るのは誰なのかというところで、第一義的な責任は親が負うとして、だけど、昨今の世の中を考えると、親だけに押しつけられているので、それを社会で子どもを育てていくというような流れになってきているわけですよ。

そうすると、親なんだからこれができるし、やらなくちゃいけないよねと言って、保護者に対する義務感をあまり強いものにすることには難しさがあるのは非常によく分かるところなので、ここの表現の難しさがあり、さらに、市民に対しての役割も、これもあまり強く言うとは反発があるというのを感じるころではありますが、ただ、社会を全体的に何か1つの目標に向けてつくっていく上で、ちゃんと理念が示せるのであれば、義務的に書いても構わないのではないかなというふうには感じますね。

なので、その保護者の役割のところの表現も含め、社会でこれから子どもを見ていく、という感覚を持ったときには市民の役割は、私はもう少し強調してもよいかなというのは意見として持っております。三鷹市の全体のビジョンがこのコミュニティにあるという特徴をどのぐらい表に出すのか、そこをどう前文に表すのかということにも関わると思います。

その他の意見ございますでしょうか。松原委員、お願いいたします。

【松原委員】 時間が限られているので、先に言っておかなくてはという趣旨で言って

います。今まで出てきた山下委員からの意見について私は賛成をします。この条例が子どもたちに対する三鷹の大人の約束だという位置づけで作られるのであれば、そういうところの方がストレートに伝わるんじゃないかなというふうに思っています。

5 ページの第 5 章の権利擁護委員です。第 24 条でその具体的な職務について書いていただいていますけれども、おおむねいいのかなと思いますが、1 つだけ職権調査ができるように、例えば（5）のところに、具体的な権利侵害が起きたときにとどまるものではなく、職権調査ができるように、権利擁護について調査を行うことというようなものを入れておくほうがいいのではないかなと思うので、それだけ触れておきます。

【北田委員長】 第 24 条の（2）ですね。

【松原委員】 第 24 条（2）は、具体的な権利侵害が起きたことを前提にした記述なので、第 24 条の（5）にということです。

【北田委員長】 第 24 条の（5）のところですね。分かりました。では、ここもちょっと御検討いただくということをお願いします。

それと、さっき御意見で出ていた第 2 章で権利として出ていないけれども、第 4 章では出ているという、さっきの居場所絡みのところに関連して、第 2 章と第 4 章が離れていることについてちょっと御意見をいただけますか。これは主に法律家の先生のほうが語りやすい部分かなと思うんですけれども、第 2 章と第 4 章が離れていて、間に第 3 章が挟まっていることに関して、私が読んだときに分かりにくいよねと思ひまして、これはどう思われますでしょうか。

【山下副委員長】 私はあまり違和感がなく、第 3 章と第 4 章が分かれていることも違和感がなかったのは、なぜかという、まず、子ども側の視点に立って、子どもに権利があるよと権利のカatalogが出てきて、その権利に対応する形で、親であったり、学校とか子どもに関わる施設であったり、市であったり、事業者というのが、子どもに対して負っている、ここでは責務とか役割という言い方になっていますけど、法的的には義務ですよ。大人の側から見たらどういう義務を子どもたちに負っているか、というのが出てくる。

その次に今度、広い意味でまちづくりという市の施策、事業という形で、では、どうしていこうかという、さらに一人一人の負っているものから輪の形というか、面になった形が次に第 4 章で来るというのは、私はすごくずっと入って、何の違和感もなく読んでいました。

【北田委員長】 ありがとうございます。松原委員、いかがですか。

【松原委員】 私もそんなに違和感はないです。権利というのが先にあって、少しそこ

から輪が広がっていくようなイメージで、第3章、第4章と広がっていつているという、そういうような構成なのかなというふうに思います。

【北田委員長】 ありがとうございます。では、これを法律じゃない感覚、一般人目線で見たときに、第2章と第4章が重複していて、何か変な感じと捉えられたりする方いませんか。法律家の人はそういう形で今の構成を見るんですけど、一般人から見た時に、私はちょっと違和感があるかなというふうな気持ちでしたんですが、いかがですか。大人はこの構成をすぐ理解するんですけど、子どもが見たら、あれっ、第2章にもあるけど、第4章にもあるみたいな気持ちになるかなと思ったということなんです。その感覚が私だけあって、皆様がずっと行くんだったら、この順番でいいのかなというふうに思います。事務局のほうとしても、ここが離れていることに関して、少し悩みを感じたところであるということですよ。松原委員、お願いします。

【松原委員】 第2章と第4章のリンクというのはすごく大事だと思っていて、そこに山下委員がおっしゃっていたことをヒントとすると、居場所づくりの話はやっぱり第2章の中にも入れたほうがいいんじゃないかと思います。それによって、接続というものをある程度分かりやすくするという方法はあるのかなと思いました。

【北田委員長】 ありがとうございます。お二人はいかがでしょうか。どうぞ武本委員、お願いいたします。

【武本委員】 私はあまり違和感がなく普通にすると読んでしまったので、逆にあまり認識をしないで、ただ読んでしまっただけなのかなと思うんですけど、確かに言われてみると、順番に読んでいたけど、そういえば取組が何か出てきたぞとか、教育を受ける機会の確保とか、確かに2回出てきているよねみたいなふうに思っちゃう子もいるのかなと。子どもが読むと、もしかしたらそういうふうに思う子もいるのかなというのは、言われてみて、そうだなと思いました。

私は本当に何も違和感もなく読んでしまったんですけども、多分あまり逆に考えてないで読んでしまったのかなと思って、今、お聞きをしておりました。

【北田委員長】 ありがとうございます。山本委員、お願いいたします。

【山本委員】 私はひっくり返してもいいかなと思ったのは北田委員と同じなんですけど、ひっくり返すというのは、第3章を後ろにするということで、第2章と第4章はある程度近づいて、権利を子どもの権利です、子どもの権利を守ったまちづくりはこういうふうに、まちづくりというか、政策具体的なことはこうします。それを担う人、それを推進して関わっていく人はこの人ですと言うほうが何かずっと来るかなと。そして、権利擁護

の委員がいます、推進体制です、というほうが何となくしっくり来る気はします。

【北田委員長】 ありがとうございます。これが私も同じ感触を持ったといいます、法律に慣れていると、大人の感覚で読むと普通なんです、子どもの感覚で読むと分かりづらくてというところが感じたところだったんです。

なので、ちょっと皆様にも御意見いただければというところで、両方の意見が出ましたので、もう一度検討課題にするということで、それに関連して私がちょっと考えたほうがいいと思ったのが、1 ページ目の第4条、子どもの権利の普及・啓発のところ。いきなり第4条が基本理念の後に来るんですけど、ちょっとこの場所はどうかと思います、皆さんいかがですか。これは違和感ありませんか。

【松原委員】 ここにいきなり来るかな、と。

【北田委員長】 皆さんも違和感ありますか。別に強要していませんが、感じる方はいたということなので、この場所をもう一度検討してもいいかなというふうに思います。

第4章のところは、まちづくりを担っていくのは基本的には市という形で捉えられていますけれども、そこに、市民の役割をどこまで入れるかというところはちょっと検討課題かなというふうに思った次第です。

例えばですけど、個人の尊重とか差別の禁止とか、子どもの成長や状況に応じた取組とか、これって市だけがやるというか、実は市民もそういう思いを持ってやるみたいなのところも必要なのかなとか。ですから、アクターが誰なのかということは、市民のことを含めて考えるといいような気がしたということです。もう一回この主語は考えるほうがいいかなというふうに思いました。

ただ、御意見をちょっと踏まえると、第2章と第4章をつなげるのかどうか、このままにするのか、つなげた場合には流れというものをもう少し考え直す必要があるかと思います。

あとは、先ほど言ったところでしょうかね。山本委員、お願いいたします。

【山本委員】 第6章の条例の推進のところに、私が子ども総合計画の関係なのでお聞きしますが、推進計画として位置づけますとなっていて、検証というのは子ども総合計画の中で検証するという位置づけでいいんですかね。条例がある程度守られていますねとか豊かになりますねとか、そういうような検証を行う位置づけであるということでもいいのかどうかを確認させてください。

【子ども政策部長】 今、御質問いただいたように、条例の推進としては子ども総合計画に位置づけるということですので、検証、評価という言葉がいいのかあれですけど、については子ども総合計画の中で行います。

【山本委員】 分かりました。

【子ども政策部長】 一方で、人権を尊重するまち三鷹条例のほうに審議会が別途ございます。そちらにも随時報告はいたします。ただ、審議の対象かというのと、それは違うことになるかと思います。そちらにも報告はしていこうということでございます。

【山下副委員長】 先ほどの山本委員のお話で、まちづくりのほうが先に来るのはそういうベースがあって、なるほどというのがありつつも、でもやっぱり、順番は今のままじゃないかなという説です。それは、子どもたちに権利を教えるなら義務も教えろとか、権利を主張するなら義務も果たしてからというこの誤解が非常に多いんですよね。子どもが義務を果たすから権利をもらえるんじゃないくて、子どもが持っている権利を大人が保障しなきゃいけない義務があるという、この関係が全然誤解されたままになっているところを考えると、子どもに権利があるよというのが第2章にあって、第3章で大人たちに義務があるよという、ここをはっきりさせるというのが重要ではないかなというのがまず1点あります。

もう一つは、今、三鷹のまちづくりという視点からというのですごく大事なのも分かりつつも、第5章で子どもの権利擁護委員が例えば具体的な事案で調整をする場合に、親との関係で調整に入ったり、学校との関係、保育園との関係で調整に入るわけですね。まちづくりに関してももちろん権利擁護委員は動くんですけど、実際のことを考えて、この条例を使いながら権利擁護委員が調整活動していくということを考えていったときに、この権利義務との対応で第3章にここに入っているというのもすごく大事じゃないかなと。ただ、ここはまだちょっと議論する必要はあると思います。最後大事なことでして伝えました。以上です。

【北田委員長】 ありがとうございます。まだ御意見があったら、ここを出しておくべきかと思いますが、いかがでしょうか。大丈夫そうでしょうか。

この後もまだ御意見がございましたら、5月30日の金曜日までにメールで御連絡をしていただくということで、お願いいたします。

(4) その他

次回の予定

第4回（仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会は、令和7年8月22日（金）午後6時～開催予定

4 閉会（午後3時35分）